

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 NPOかなびの丘

②評価調査者研修修了番号

SK18224

S18060

③施設名等

名称：	児童養護施設 レバノンホーム
施設長氏名：	栗本一美
定員：	35名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	茨木市安威1丁目7番21号
T E L：	072-643-5145
U R L：	http://lebanon-home.jimdofree.com
【施設の概要】	
開設年月日	1952/5/17
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 レバノンホーム
職員数 常勤職員：	19名
職員数 非常勤職員：	14名
有資格職員の名称（ア）	保育士
上記有資格職員の人数：	13名
有資格職員の名称（イ）	臨床心理士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（ウ）	児童指導員
上記有資格職員の人数：	5名
有資格職員の名称（エ）	管理栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（オ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（カ）	調理員
上記有資格職員の人数：	4名
施設設備の概要（ア）居室数：	27室
施設設備の概要（イ）設備等：	
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

<p>◆理念 愛 家庭復帰 人材育成 … キリストの愛を原理とし、家庭再建による子どもたちの家庭復帰と社会に役立つ人材の育成に努める。</p> <p>◆信条 感謝 信頼 謙譲 … すべてのことに感謝し、子どもたちに信頼される職員であるよう日々の行いは謙譲であること。</p> <p>◆支援方針 レバノンホームの理念であるキリストの愛に基づき、一人一人の子どもの最善の利益と権利を守り、家族再統合・家庭的養護と子どもの自立（自律）を目指して支援・援助を行う。</p>
--

⑤施設の特徴的な取組

- ①入所児童のトラウマ治療を目指しアロハキッズヨガ(マインドフルネスを土台とする)の取り組みを導入している。(週1回)
- ②学習補償と学力アップを目的とした地域の学習塾(明光義塾・東進衛生予備校)を利用している。
- ③いつでも美味しく安全な水が飲めるように家庭用ウォーターサーバーを導入している。(男女別に設置)

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2021/11/15
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2022/3/30
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度

⑦総評

◇施設の概要

児童養護施設レバノンホームは、1941年婦人の保護・救済を目的に事業を開始しましたが、1948年に児童福祉施設に転換した定員35名の児童養護施設です。キリスト教主義の理念のもとに運営され、福祉サービスを必要とするものが心身ともに健やかに育成され、または社会・経済・文化・その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境・年齢・及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的としています。

大阪茨木市の北西部の閑静な住宅地に位置し、幼稚園や小学校は当施設から数分と近くにあります。本体施設は大舎制2階建てで、2階に幼児グループ、女子グループ、男子グループに分かれて生活しています。また、同敷地内に別棟として1階に地域交流スペース、心理室を展開し、2階に分園型での小規模グループケアを実施し、個別でゆとりのある空間に5人の女兒が家庭的な生活を送っています。

◇特に評価の高い点

【関係機関との連携や地域貢献】

施設長や担当職員が、地域や教育機関、病院、学校、各種団体等との会議や話し合いに積極的に参加し、日常的な連携を大切に考え精力的に取り組んでいます。また大阪府社会福祉協議会の「大阪しあわせネットワーク」に登録するほか、防災・災害支援、地域の活動・行事への参加・協力等の地域貢献事業にも積極的に取り組んでいます。

【情報開示と透明性】

苦情解決の仕組みが確立し、職員室前に苦情解決責任者、第三者委員の設置等の掲示を行ない、子どもの玄関と来客者用玄関には意見箱を設置しています。また年1回の広報誌「棕櫚の樹」を発行し、苦情件数や内容、対応について公開しており、透明性の確保に努めています。

【子どもの社会自立への施設の取り組み】

子どもが安心して社会生活がスタートでき、安定した生活が維持できるように、子ども自身に進路の自己決定を保障するとともに、その達成にむけて措置延長や措置解除後も施設内で生活の場を提供するなど、制度を超えた自立支援の積極的な取り組みを行なっています。

◇改善を求められる点

【第三者評価結果に基づいた評価結果の分析や改善に向けての取り組み】

前回の受審で改善が求められていた各種マニュアル(虐待防止マニュアル等)の作成については文書化されていましたが、実習生やボランティアの受け入れマニュアルの整備、また、地域との取り組みに関する意義や目的等の明示などが着手されていません。今後、評価結果について、全体職員会議や管理職会議、各グループ運営会議等での課題の周知や、協議・分析を行なって具体的改善策の検討について組織的に取り組むことが求められます。

【職員一人ひとりの育成】

法人や施設の理念・基本方針に基づき「期待する職員像」等をサービスガイドラインで示していますが、職員一人ひとりの教育・育成のための仕組みが構築されておらず、職員の資質向上にむけた具体的な取り組みも不十分です。今後は、キャリアパスや人事評価制度等も参考にしながら、施設独自の職員一人ひとりの特性を生かすことのできる総合的な体制の整備が求められます。

【施設機能の再編と可視化の取り組み】

レバノンホームの養育・支援の標準的な実施方法は、「サービスガイドライン」にまとめられていますが、その構成は①権利擁護 ②養育・支援マニュアル ③生活のきまり等が、まとまりなく散在し、それぞれが不十分なものです。また、このマニュアルは平成19年3月29日策定後、見直しや改正がなされていません。平成から令和と子どもを取り巻く社会情勢も大きく変動する中で、子どもファーストの養育・支援が求められています。これまで培った養育・支援の基本指針や直接支援現場での活用マニュアル等について精査するとともに、社会のニーズに応える施設機能(高機能化・多機能化他)強化への取り組みが求められます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

コロナ禍の中、令和3年度末にやっと実施することが出来たのですが、建て替えの時期とも重なり慌ただしく過ぎてしまった受審でした。出来ているところとできていないところの差が激しく、子ども達の権利擁護への取り組み・現在の職員人材育成に追いついていないことを痛感しました。できていることは、しっかり文章化していくこと。わかりやすく可視化することを意識し、管理職だけではなく職員一人一人が参加して、社会的養護を担う施設として使命を全うできればと思っています。

⑨第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【コメント】	
<p>■法人の理念・信条、運営理念には使命や目指す方向性が謳われており、ホームページやパンフレットに、法人・施設が実施する養育・支援の内容を示しています。また、事業計画に理念・信条に基づいた支援方針や援助方法等を載せ、職員にも周知・確認をしています。</p> <p>■子どもや保護者に対しては、入所にパンフレット等で説明をしています。パンフレットなどでの表示の仕方を見直し、よりわかりやすく示す工夫が望まれます。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
【コメント】	
<p>■施設長が府社協の児童施設部会や地元市の要対協への参加、また市の児童福祉審議会の委員を務めてもおり、社会福祉事業全体の動向を把握しています。さらには子育て支援団体「子どもわいわいネットワーク茨木」では、子育て相談等を担っていて、さまざまな地域ニーズが把握できています。</p> <p>■今後も地域ニーズの把握・分析に努め、また施設の養育・支援のコストや子どもの推移・利用率等の分析も定期的に行ない、その情報を職員全体と共有を図っていくことが望まれます。</p>	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
【コメント】	
<p>■毎月の全体職員会議をはじめ、必要に応じて開催される管理職会議やグループ運営会議が持たれ、施設の経営環境や養育・支援の中身、組織体制や設備の整備、勤務体制、人材育成等の各課題について具体的に話し合われています。</p> <p>■経営課題については、日頃より施設長や総括主任、事務主任等の管理職で検討されています。今後は、職員会議等で具体的な形で周知して理解を促しながら、計画的に組織全体での話し合いを重ねていくことが望まれます。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
【コメント】	
<p>■家庭的養護推進計画を作成し、施設の高機能化及び多機能化・機能変換、小規模かつ地域分散化等推進計画に向けた10か年計画を作成しています。またその中で、前・後期の資金計画や人材育成・人材確保等の方策を練られています。近年のコロナ禍等の影響もあり、早期にユニット化を実施する必要性が生じているため、中・長期計画の見直しを検討しています。</p> <p>■今後は、事業報告等を基により具体的な数値目標や成果等を設定し、その都度実施状況を評価して必要に応じて見直しを行ないながら、自施設のサービスの質の向上に向けた総合的な計画の立案が望まれます。</p>	

<p>② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	b
<p>【コメント】</p> <p>■単年度の事業計画は、子どもたちに対する支援方針・援助方法において、アセスメントの視点や個別的・集团的・家庭的アプローチ等の目標を設定し、計画は実行可能な具体的な内容となっており、施設の当年度における計画の取り組みを具体的に示しています。</p> <p>■今後は、大阪府と連絡調整しながら、現在の高機能化及び多機能化・機能変換、小規模かつ地域分散化等推進計画の課題(施設の建替えや子どもの養育環境、人材確保・育成、財務等の視点)を踏まえて適宜見直しを図り、その都度実行可能な単年度の事業計画や収支計画を明確にすることが望まれます。</p>	
<p>(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>	
<p>① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	c
<p>【コメント】</p> <p>■事業計画の策定は、概ね決められた時期(2月頃)に施設長や総括主任、事務主任等の管理職が今年度の振り返りを行ない、次年度に向けて策定しています。</p> <p>■事業計画等の周知については、全体職員会議や新任研修で説明を行なっています。今後は、管理職だけでなく各職員の参画や意見を集約し反映する組織的な取り組みによって、より事業計画の理解を促すことが求められます。</p>	
<p>② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。</p>	b
<p>【コメント】</p> <p>■法人のホームページやパンフレット、法人の季刊誌「棕櫚の樹」を刊行しています。その様々な媒体を活用し、法人理念や信条、理事長や施設長の想い、施設内における各ホームでの魅力的な活動や取り組みなどを紹介しています。</p> <p>■職員のサービスガイドラインに基づき、入所時に基本方針や事業計画、施設での日課や年間行事、生活する場所についてなど、パンフレット等を用いて施設での取り組みを説明しています。また家庭支援専門相談員によって「アットホーム」が発行され、誕生日会やイベント・学校行事等を子どもや保護者に周知しています。</p> <p>■今後は、ホームページ等の改訂や更新を随時行ない、また様々な媒体の活用により、事業計画の中の養育目標や事業の骨子(子どもの権利擁護のための取り組み)を記載するなど、子どもや保護者等への周知方法のさらなる工夫が望まれます。</p>	
<p>4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組</p>	
<p>(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>	
<p>① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	<p>第三者 評価結果</p> <p>b</p>
<p>【コメント】</p> <p>■全体職員会議やグループ運営会議、管理職会議、ケース会議、給食会議、毎日の朝礼等において、子どもの情報の共有を行ない、日々の養育・支援について話し合っています。</p> <p>■幼児や高年齢児まで幅広い年齢層への対応について、他のグループの養育・支援に入るシステムや、対象が異なる互いの仕事の理解のために話し合う機会を設けるなど、組織的に取り組まれています。</p> <p>■今後は、毎年自己評価や全国児童養護施設協議会の人権チェックリスト、また第三者評価受審の評価結果等を活用しながら、さらなる養育支援の質の向上を目指した組織的な取り組みが望まれます。</p>	
<p>② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	c
<p>【コメント】</p> <p>■前回受審で求められていた各種マニュアル(虐待防止マニュアル等)について文書化がなされています。またそれらを職員に配布し周知を図っています。</p> <p>■今後は、評価結果について全体職員会議や管理職会議、各グループ運営会議等で、取り組むべき課題を各職員に周知し、協議・分析を行なって、具体的な改善策について組織的に話し合いを重ねていくことが求められます。</p>	

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【コメント】 ■管理規程や職務分担表には、施設における経営・運営に関する検討・指示及び承認、また行政や関係機関との交渉、緊急時の対応等の施設長の責任や役割が明記されており、また新任研修や会議等を通じて自らの役割と責任を表明しています。 ■ホームページや「棕櫚の樹」を毎年発行し、施設長は保護者や関係機関等に対し、施設への理解や協力を求める取り組みを行なっています。 ■日常の養育・支援や災害時の対応等については、管理規程や防災・防犯対策マニュアル等に、施設長不在時の権限委任等も含め明確化されています。	
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】 ■施設長は、隔年の施設長研修や様々な外部研修への参加、また府社協児童施設部会への出席等を通じて、遵守すべき法令等を確認・理解するとともに、常に社会情勢を把握し、さまざまな事業者との適正な関係を保持するよう努めています。 ■施設長は必要な法令遵守を常に念頭に置いて、事業計画や全体職員会議、職員研修等の機会を設けて、福祉サービスを実施する組織や職員に周知徹底を図る等、職員の自覚や意識の向上に努めています。	
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】 ■施設長は、施設全体のバランスを考慮した上で職員体制を構築し、日々の朝ミーティングや全体職員会議、管理職会議、グループ運営会議等で報告される養育の状況を把握し、課題の抽出・整理・対応を提案し、養育・支援の質の向上を努めています。 ■社会的養護施設長研修への参加のほか、様々な形で自己研鑽に励み、専門性の向上に努めています。 ■コロナ禍での対応等、日常的に子どもや職員、施設全体の安心・安全に向けた取り組みを行なっています。	
② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
【コメント】 ■施設長は、職員の労働環境改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ事業報告で運営状況等の分析を行なっています。また現状のコロナ禍への対応や有給休暇の取得促進に力を注ぎ、職員のニーズに配慮しながら職員が働きやすい職場環境の整備に取り組んでいます。 ■今後は、人材確保が難しい中ではありますが、分析を踏まえた具体的な人事プランを作成し、計画的な人材確保に向けた取り組みが求められます。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
【コメント】 ■職員の育成計画については、「施設内研修における基本姿勢等について」を作成し、就業前職員研修・新任研修・中堅職員研修を実施しています。 ■中長期計画や事業計画に人事に関する方向性を明示し、就職フェアや実習生等の受入れから採用に繋げて人材確保に努めています。 ■今後は、人材確保に向けて具体的な人事プランを作成し、人材確保に向けた計画的な取り組みが求められます。	

<p>② 15 総合的な人事管理が行われている。</p>	c
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を『児童福祉サービスガイドライン』で示しています。 ■施設長が職員とのヒアリングを実施して、勤務体制の見直しや事務処理時間を確保するなど、職員の意見を取り入れ処遇改善を図っています。 ■今後は、人事基準や職員評価の方法を明文化するなどし、職員自らが将来の展望を描くことのできる総合的な人事管理の仕組みを構築していくことが必要です。 	
<p>(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>	
<p>① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	b
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■子どもたちの処遇面と職員の労働環境との兼ね合いを見ながら、日常的に働きやすい職場づくりに取り組んでいます。 ■有給取得促進、希望休暇日の取得をはじめ、勤務体制の多面的な見直しを行なっています。 ■今後も、定期的に職員と個別面談の機会を設け、職員の意見や意向を吸い上げ反映するなど、人材定着のためのさらなる取り組みが望まれます。 	
<p>(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>	
<p>① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	c
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」をサービスガイドラインで示していますが、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されておらず、職員育成にむけた具体的な取り組みには至っていません。 ■今後は、職員一人ひとりの知識・経験等に応じた具体的な目標設定・管理に取り組む仕組みづくりが求められます。 	
<p>② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	c
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■児童福祉サービスガイドラインの中で、職員の基本姿勢や子どもの具体的な養育指針を明示しています。 ■職員の質の向上に向けて、「施設内研修における基本姿勢等について」を作成し、また年度当初に年間研修計画を立て、階層別（就業前職員・新任職員・中堅職員）に向けた研修を実施しています。 ■今後は、定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行なっていくことが求められます。 	
<p>③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	b
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■処遇改善加算等も踏まえて、職員一人ひとりの知識や技術水準、専門資格の取得状況を把握し、職員に施設内外の研修情報を提供し、実施し(参加させ)ています。 ■各職員に年間数回の外部研修の機会を提供し、職員の教育・研修の機会を確保しています。また施設内研修では、階層別(新任・中堅)に、施設長・総括主任・事務主任・調理主任が研修を計画的に実施しています。 ■今後は、職員一人ひとりが定期的に教育・研修の機会が確保されるよう配慮していくことが望まれます。 	
<p>(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>	
<p>① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	c
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■定期的の実習生を受け入れ、各々に応じて生活の流れや実習の目的等について指導しています。また学校側と連携しながら児童養護施設の理解が深まるよう工夫し、人材確保につながるよう実習の振り返りを大切にしています。 ■今後は、実習生等の受け入れの基本姿勢を明文化したマニュアルを整えとともに、専門性に配慮したプログラムも準備し、組織的・計画的に実習生等を受入れていく体制づくりを進めていくことが求められます。 	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
【コメント】	
<p>■ホームページに施設の様々な情報が公開されており、定款、役員名簿、決算等の公開を行なっています。また第三者評価の受審結果は、全国社会福祉協議会のホームページで公開されています。</p> <p>■広報誌「棕櫚の樹」を発刊し、理事長や施設長のメッセージ、施設の取り組み、子どもたちの生活の様子や活動内容等を、保護者や地域、各関係機関に対して情報を発信・開示しています。</p> <p>■今後は、事業計画や事業報告、予算等についても情報公開を行ない、ホームページのさらなる充実や内容の更新等、より施設運営の透明性の確保に向けた取り組みが望まれます。</p>	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
【コメント】	
<p>■公認会計士と契約し、施設における事務、経理、取引等について、定期的に確認しています。</p> <p>■施設における事務、経理、取引等に関するルールは経理規程に定めており、また管理規程等に職務分掌と権限・責任を明確にして取り組んでいます。</p> <p>■今後は、経営・運営に関する諸規定やルールをより職員に周知していくことで、適正な運営体制を、より確かなものにしていくことが望まれます。</p>	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
【コメント】	
<p>■地域とのつながりを大切にし、地域の子ども会や夏祭りへの参加等を通して積極的に交流の機会をつくっています。</p> <p>■行事への参加だけでなくより地域交流を広げるべく、今後、地域の子育てサロンへの職員派遣等を計画しています。</p> <p>■コロナ禍以前は、日常的に学校の友人が遊びに来たり、近くの公園で一緒に遊んでいました。</p>	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
【コメント】	
<p>■誕生日ケーキのプレゼント、また、お茶のお稽古や子どもの学習支援等のボランティアを受け入れています。</p> <p>■ボランティアの内容に応じて、ボランティア保険に加入しています。</p> <p>■今後は、基本姿勢や受入れの目的を明確にしたうえ、受け入れ時やオリエンテーション時の対応等をマニュアル化するなど、ボランティア受け入れについての体制確立が求められます。</p>	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】	
<p>■施設として必要な社会資源等のリストを事務所内に掲示し、各職員への周知も図っています。</p> <p>■施設長や担当職員が、地域や教育機関、病院、学校、各種団体等との会議や話し合いに参加する等、積極的に連携に努めています。また、防災・災害支援の協力、地域活動・行事への参画など、地域貢献にも積極的に取り組んでいます。</p> <p>■今後も関係機関・団体との連携を図りながら、子どものアフターケア等を含めた地域でのネットワーク化のさらなる取り組みが期待されます。</p>	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
【コメント】		
<p>■施設長は茨木市社協の評議員を委嘱され、地域の各種会合に参加し他の関係機関・団体等と連携を図りながら地域ニーズの把握に努めています。</p> <p>■現在はコロナ禍により活動は制限されていますが、これまで放課後子ども教室に職員を派遣するなどし、今後も、子ども食堂や子育てサロンなどでの協働も計画中で、地域の活動への積極的参画・交流に意欲を有しています。</p> <p>■地域住民との職員個々の関係性を基本としながら、日々の実践の中で施設理解の深化に努めており、新たに完成した地域交流スペースの活用も含めて、今後も地域の福祉向上に向けたさらなる取り組みが期待されます。</p>		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
【コメント】		
<p>■府社協の「大阪しあわせネットワーク」への登録、また、防災・災害支援や地域活動・行事への協力等、施設が有するノウハウや専門的情報・知己を活用しながら 地域の安全・安心のための公益的な取り組みを行なっています。</p> <p>■今後、自施設だけでなく地域住民のための備蓄や、今春完成する地域交流スペースを活用して、様々な形で地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動へのさらなる取り組みが望まれます。</p>		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
【コメント】		
<p>■事業計画や基本方針、児童福祉サービスガイドラインに、利用者を尊重した福祉サービスの実施を明示しており、全職員が共通の理解を持って実践するように努めています。</p> <p>■利用者尊重や基本的人権の配慮については、レバノンホーム職員行動規範の読み合わせや朝のミーティング、職員全体会議等で職員同士で話し合い、状況の把握、共通の理解を持てるよう取り組んでいます。</p> <p>■今後も、子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価・分析を行い、必要な対応を図っていくことが望まれます。</p>		
②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
【コメント】		
<p>■法人規程の中の児童福祉サービスガイドラインや、就業規則、個人情報保護規程等で、子どもや職員間における機密情報や個人情報の厳重管理、またパワーハラスメント等の禁止、さらに、子どもの権利擁護と満足の向上を目指していくことなどが明示されており、職員間での共有に努めています。</p> <p>■日々の支援の中で子どもの部屋に入る時には必ずノックするなどのマナーの徹底や、子どもの意見も聞きながらルールの確認などが行なわれています。</p> <p>■ホームページに、プライバシーポリシーを作成・開示しておりますが、今後、子どもや保護者等に対して、プライバシー保護の取り組みをわかりやすく説明していくための工夫が望まれます。</p>		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
【コメント】		
<p>■子どもの権利ノートや施設のパンフレット(子ども用と保護者等用)、ホームページ、広報誌等を活用して、一人ひとりの子どもにとって安心・安全な生活の場となるように、事前また入所時に子どもや保護者に対して丁寧な説明をしています。また入所前の見学や一時保護所への面会等も行ない、必要な情報を積極的に提供しています。</p> <p>■今後も、現在開設しているホームページの内容の充実やパンフレット等の適宜見直しを図り、子どもや保護者等に対する情報提供を積極的に行なっていくことが望まれます。</p>		

② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

b

【コメント】

■養育・支援の開始時は、施設のパンフレットやホームページを活用するなど、わかりやすい説明に努めています。また一時保護所にいる子どもに対しては事前面会に行くなど、丁寧な対応をするよう心がけています。
■自己決定を尊重し、予防接種や自転車乗車などについての説明後、同意書を書面で得るようにしています。
■総括主任(家庭支援専門相談員)により定期的に発行されている「アットホーム」等を活用し、保護者には可能な限り支援の中身についての説明を行なっています。
■今後は、意思決定が困難な子どもや保護者等に対する配慮についてルール化をする必要があります、施設内で十分にく話し合い、児童相談所とも相談したうえ、保護者等と確認し合って運用していくことが大切です。

③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【コメント】

■施設変更や地域・家庭への移行等に当たっては、必要に応じて弁護士等とも連携しながら不利益が生じないように配慮しています。また施設を退所した児童への対応は、施設長、総括主任が行なっています。
■今後は、移行等にあたり、より養育・支援の継続性に配慮した対応の充実を図るため、退所後の相談方法等について記載した文書の作成を行なうとともに、様々な支援方法の体制整備が望まれます。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

第三者
評価結果

① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

c

【コメント】

■自立支援計画作成時での子どもの意向確認の実施や、意見箱の設置、嗜好調査の実施等により、子どもの満足の向上に向けた取組を行なっています。
■今後は、子どもの満足を把握するため、定期的にヒアリングやアンケートの実施等を行って、その意見を集約・分析・検討し、具体的な改善を図り、子どもの満足の向上にいつそう努めていくことが望まれます。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【コメント】

■苦情解決の仕組みが確立し、事務所に苦情解決責任者、第三者委員の設置等について掲示され、子どもの玄関と来客者用玄関には意見箱が置かれています。また年1回発行される広報誌「棕櫚の樹」では、苦情件数や内容、対応について公開しています。
■今後は、子どもや保護者等により分かりやすく説明できるよう、意見をどのように扱い対応していくのかのプロセスについて周知を図り、またアンケートを実施するなど、より積極的に意見を受け入れる仕組みの工夫が望まれます。

② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

b

【コメント】

■施設長等が、飲み物を用意して子どもと雑談する場を時々設けたり、また付き添い通院の機会を利用するなどして、子どもが相談や意見を述べやすい環境づくりに配慮しています。
■今後は、子どもや保護者等が相談や意見を述べやすくなるように、複数の方法を分かりやすく説明した文書の作成を行ない、またホームページなどを活かして、意見を述べやすい環境づくりをさらに進める取組が望まれます。

③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>【コメント】</p> <p>■意見箱等による子どもからの相談や意見に対しては、全体職員会議やグループ運営会議等を中心として組織的かつ定期的に対応しています。</p> <p>■門限のルール等では、子ども一人ひとりのニーズや理由等に耳を傾け、可能な限りの配慮・対応をしています。</p> <p>■今後は、相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について、対応マニュアルの整備を行ない、またそれを定期的に見直していくことが望まれます。</p>	
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果
① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>■事故防止対応マニュアルを整備するとともに、事故発生時の対応についてフローチャートを作成し職員間で共有を図っています。ヒヤリハットについても事案によっては全職員に報告・共有しており、事故防止の取り組みができています。</p> <p>■今後、子どものさらなる安全確保のため、AEDの使用はじめ救命救急の研修やハード面での対策とともに、人の目や意識による施錠、外灯、また、風呂場やトイレなど死角が生じそうな空間等に対するチェック体制強化が強く望まれます。</p>	
② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>■現場では、管理栄養士である調理主任のもと、新型コロナウイルス感染防止対策をはじめ、嘔吐の処理や血液の扱いなど、日ごろから感染症防止の取り組みがなされています。</p> <p>■感染症防止マニュアルは令和4年1月に策定されたばかりですが、今後定期的に見直し・改善を図り、さらなる子どもと職員の安心・安全の確保への注力が期待されます。</p>	
③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	b
<p>【コメント】</p> <p>■防災マニュアルには、災害時における緊急の組織体制を示し、①緊急連絡網 ②情報収集項目担当者 ③連絡先 ④災害別対応 ⑤備蓄等について子どもと職員の命を守る取り組みがしっかりと示されています。</p> <p>■特に策定されて日の浅いマニュアルについては、定期的の実施されている避難訓練時に見直しを重ねていくことが望まれます。</p>	

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>■児童福祉サービスガイドラインを基調として養育・支援が実践されています。しかしながら、本ガイドラインは平成19年策定以降、見直しや改正がなされていません。直接支援現場では、子どもの実情に合わせて対応がなされていますが、「小規模かつ地域分散化・高機能化及び多機能化・機能転換」に向けた取り組みに見合うように、施設内の委員会や会議等で社会のニーズに応え得る見直し・検証の取り組みが望まれます。</p>	
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
<p>【コメント】</p> <p>■前項同様、社会養護を担う施設の使命や役割、また、子どもを取り巻く地域のニーズに応えうる児童養護施設としての養育・支援機能の整備とともに、長年にわたり培われた子育てスキルを広く社会に提供する取り組みが求められます。</p>	

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。			
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a	
【コメント】			
<ul style="list-style-type: none"> ■長らく試行を重ねてきたアセスメント様式は、今年度から実務面で活用されています。 ■自立支援計画は、担当職員が子どもや保護者の意見・思いを聞き取り、グループケア職員と協議のもと自立支援計画票に反映された原案を心理職や主任を交えての検討を経て策定しています。 			
②		43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	c
【コメント】			
<ul style="list-style-type: none"> ■さまざまな職種のアセスメントにより策定された自立支援計画ですが、施設として見直しの取り組みはなされていません。児童相談所の訪問調査時に提出する調査票（児童相談所様式）への記載はありますが、引き取りや進路指導等、流動的な子どもの状況を短いスパンで把握し、子どもの将来展望につながるきめ細やかな取り組みの軸となる「自立支援計画」の実効活用が求められます。 			
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。			
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	
【コメント】			
<ul style="list-style-type: none"> ■PCを用いての記録がなされています。各職員は適時に子どもの情報を把握でき、現場での養育・支援に反映できる仕組みが取り入れられています。 ■経験の浅い職員の「子どもを観察する観点や記録の客観化」等、定例的になされている研修カリキュラムについては、さらなるバージョンアップが望まれます。 			
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b	
【コメント】			
<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報保護規程に基づき、新任・初級・中堅と階層的に施設長・総括主任による研修が持たれています。 ■一方、記録管理の責任者が職務分担に示されていません。子どもの生活の証であり、公文書でもある「記録」について、施設内外にその保管・管理の責任者の可視化がもとめられます。 			

内容評価基準（25項目） □

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	c
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの権利擁護に関する文言は、児童福祉サービスガイドラインに散見できますが、権利擁護の基本姿勢が養育・支援マニュアルはもちろん、保護者・子ども向けの生活のしおりにもつながる、系統化した施設の指針として、しっかり示されることが求められます。 *この項目は、「a」または「c」での評価になります。 		
(2) 権利について理解を促す取組		
①	A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■職員は、直接支援現場で日々展開される生活で気になる場面を子どもとともに振り返り、人と人の在り方について学びの時間・気づきの機会を持つよう取り組んでいます。 ■「子どもの権利」に関する学習機会の確保は十分といえません。『権利』の学びは、日常の中での「おのずからの学び」と定期的計画的な設定での学習を織り交ぜることによって、染み着いた意識となっていくものと思われれます。 		

(3) 生き立ちを振り返る取組		
①	A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
【コメント】		
■生き立ちの振り返りは、子どもに細心の注意と配慮をもって対応しています。その支援は乳児院への里帰りなど、一人ひとりの子どもに生活歴に寄り添い、自分探しとこれからの生活意欲の喚起や心身の安定への、子どもを中心にした取り組みとして評価できます。		
(4) 被措置児童等虐待の防止等		
①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
【コメント】		
■新任職員へのCAP研修をはじめ、すべての支援職員が日ごろから子どもへの不適切な対応の防止のため、職員用自己チェックリスト・早期発見チェックリストなどを活用するとともに、具体的な事象を基に学び合い、施設全体で徹底した取り組みを行なっています。		
(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
①	A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
【コメント】		
■施設内での自治会活動はありませんが、日ごろの生活を通して、特に施設整備の途上にある現在、ハード面や決めごとなど何かにつけ職員・子ども間での意思疎通が図られています。		
■職員は、子どもが近くの図書館を活用して読書に親しむといった良き習慣づくりにも積極的に取り組んでいます。		
(6) 支援の継続性とアフターケア		
①	A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
【コメント】		
■入所前に一時保護所に職員が出向いたり、事前の見学にも丁寧に対応しています。また、在籍児にも入所児童についての情報を伝え、職員ともども児童が安心して施設生活に入ってこれる雰囲気づくりに取り組んでいます。		
■措置変更児童には、措置前の施設担当職員とのつながりを継続するとともに、保護者には毎月のお便り(行事や担当者のメッセージなど)を送付するなどといった、施設と保護者、親と子の積極的な関係づくりの取り組みは大いに評価できます。		
②	A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】		
■施設長・総括主任が窓口となり、退所生の社会生活自立に積極的な援助・支援の取り組みを行なっています。また、5月のこどもの日を退所生の「里帰り日」を設定するとともに、当日を、職員のみならず在籍児との交流の機会にもしています。		
■なじみのない職員も増え、当時の担当職員が退職していたり不在であっても、里帰り日だけでない時も施設に自然と足が向くように、ふだんからの退所生とのつながりの持ち方など、来園しやすい環境づくりへのさらなる工夫が期待されます。		

A-2 養育・支援の質の確保

<p>(1) 養育・支援の基本</p>	<p>第三者 評価結果</p>
<p>① A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■担当職員が目や耳だけでなく、グループケアの良さを活用した複眼によって子どもの心身を把握し、適切な養育・支援につなげる職員一体となった取り組みがなされています。 ■子どもの意見や要望・悩みは日ごろ把握できる状況にありますが、別角度から子どもの一人ひとりの心情を把握する契機としてアンケート等の取り組みが望まれます。 	
<p>② A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■早出や遅出の職員を配置し、できるだけ複数の職員が生活場面に存在することを意図した職員体制が実施されています。 ■グループケアの中でも、職員と子どもが一對一で出かける機会を設ける個別対応を大切にしている取り組みが行われています。 	
<p>③ A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■職員は、子どもの発達に応じて、日ごろから子どもたちに寄り添い見守り、失敗してもまず自分で考え行動ができるようにといった支援をしています。 ■一方、高校生には、多様化する社会で自己を守っていくために、特に負の刺激(SNS等)に適切に対応できる知識の提供により力を注いでいます。 	
<p>④ A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■子どもの発達や年齢・学齢に応じた教材やおもちゃやテレビは備えられていますが、活用方法や配置場所には工夫が望まれます。 ■コロナ禍の中、地域行事の自粛など制約があると思いますが、それらに等しい交流の機会について、模索・工夫が期待されます。 	
<p>⑤ A12 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■子どもが施設内外の活動への参加を通して生活スキル・社会生活・自己決定意識等を獲得する機会について、今用意されている選択肢は決して多いとは言えません。職員間ではもとより子どもたちの知恵も借りながら、より豊富なメニューの開発・提供がなされることが望まれます。 	
<p>(2) 食生活</p>	
<p>① A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■施設給食経験の長い調理主任(管理栄養士)が軸となって、黙食が余儀なくされている今の食事環境でも、「ひとり鍋」など献立に工夫をこらし、楽しく食事ができる取り組みがなされています。 ■調理主任が率先して、子どもと共に簡単な料理やおやつづくりを行なう場を用意しています。 	

<p>(3) 衣生活</p>	<p>① A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>■衣類の購入は、職員と子どもと一緒に店に出向き、子どもが自身が着たい服を、職員と話し合いながら選択していくというプロセスを大切にしています。施設内とは一味違った子どもとのコミュニケーションを意識しています。</p> <p>■購入した衣類は自己管理され、引き出しに整理整頓されていますが、一方、丸めて突っ込んである子どもには、職員は焦らず叱らず整理整頓に寄り添っています。</p>		
<p>(4) 住生活</p>	<p>① A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <p>■性にまつわる問題の防止については、過去の反省から死角をなくすことを最重視しています。ただ、そのことに意識が取られているためか、同じ階で両翼に伸びている男女の各居室や浴室・トイレ、食事場所等が雑然としている印象を受けます。</p> <p>■子どもが毎日心地よく生活できるように、また心身に安らぎをもたらす空間として、ハード面の制約はあるとしても、プライバシーに配慮した物品等の配置や動線の工夫などが求められます。</p>		
<p>(5) 健康と安全</p>	<p>① A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <p>■小児科や児童精神科への通院児童もいるため、職員間で情報を共有するとともに、子ども一人ひとりの心身の変化には細心の注意を払っています。</p> <p>■コロナ禍のもとでの制約はありますが、外部から保健師や看護師等を迎え「応急手当」や「子どもの病気・症状と対応の仕方」などといった内容の研修実施が望まれます。</p>		
<p>(6) 性に関する教育</p>	<p>① A17 子どもの年齢・発達状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <p>■令和3年度の事業計画には「性教育等のプログラム活用」を掲げ、性加害・被害男児へのプログラム(試行)や、今年度は実施できてはませんが、外部講師による職員研修を実施するなど、子どもの性に関する課題に積極的に取り組んでいます。</p>		
<p>(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</p>	<p>① A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>■チームケアを基本に、子どもの問題行動には施設全体で対応しています。新採職員や経験の浅い職員は、高年齢児とは年齢も近くその対応に戸惑いが生じることもあるようですが、施設長や総括主任・心理職によるSVで対応し、担当職員やグループだけで抱え込まないように施設一丸となって取り組んでいます。</p>		
<p></p>	<p>② A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>■日ごろから職員は、子どもの何気ないしぐさや言葉・声のトーンを見逃すことなくのびやかなよう養育・支援に取り組んでいます。</p> <p>■同一階にある男女居室エリアそれぞれにセンサーを設置し、職員の日や耳をハード面でも補完するなど、子どもの安心安全に細心の注意を払って取り組んでいます。</p>		

<p>(8) 心理的ケア</p>	<p>① A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <p>■措置機関からの依頼や、年度はじめの園内会議で対象とされた児童12名のセラピーを、一人の心理職が受け持っています。セラピーは子どもの課題や学齢に合わせ、プレイセラピー・言語面接、性暴力防止プログラム等が行なわれています。</p> <p>■経験1～2年の職員に対して、子どもの現況や支援の留意点等について、定例会議のほか、時間を見つけては助言や相談に積極的に取り組んでいます。</p>		
<p>(9) 学習・進学支援、進路支援等</p>	<p>① A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>■居室には子ども一人ひとりに学習机を配備し、教材とともに学習環境を整えています。また、子どもの学力に応じて、職員やボランティアが適時学習支援する他、学習塾や支援学級・支援学校を活用した取り組みを行なっています。</p>		
	<p>② A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>■高校・大学・専門学校への進学を推進し、進学・就職の状況に応じて措置延長や自立支援事業を活用しています。</p> <p>■措置制度枠内の進路保障にとどまらず、措置解除後の生活の場の提供にも積極的に取り組み、また、家族・親族資源の希薄な子どもたちの自立を支援する積極的な取り組みは高く評価できます。</p>		
<p>(10) 施設と家族との信頼関係づくり</p>	<p>① A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <p>■家庭支援専門相談員は、担当職員とともに情報機関誌や毎月のお便りの通信を通して、子どもの施設や園・学校での様子を定期的に伝えるとともに、保護者の来園時にはアンケートを通して保護者の思いを把握するなど、子どもと保護者のパイプ役として、情報の提供とともに保護者と協働した子どもの健全育成に取り組んでいます。</p>		
<p>(11) 親子関係の再構築支援</p>	<p>① A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <p>■家庭支援専門相談員を主軸に、措置機関と連携して、家族と離れて施設での生活を余儀なくされ、施設生活が長期間になっている児童も、常に家族の一員として迎えられるように、家族環境を勘案しながら、さまざまな機会をとらえて積極的な働きかけを行なっています。</p>		